

[見積]

**購入・発注をする物品やサービスなどの内容や費用を事前に確認した書類  
(例)見積書、料金表、カタログ**

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)																																						
御 見 積 書																																										
<p>□□洋菓子店 店主 小規模 太郎 様</p> <p>下記のとおりお見積りさせていただきます。 ご検討のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>御見積金額 19,440円</p>		<p>株式会社○○商店 〒000-0000 ○県○市○1-1-1</p> <p>TEL 01-2345-6789 fax 01-2345-1111</p> <p>社印</p>																																								
<p>納品期日 _____</p> <p>受渡場所 _____</p> <p>取引方法 _____</p> <p>有効期限 発行日から 3ヶ月</p>		<table border="1" style="width: 100px; height: 50px;"> <tr> <td style="width: 50px; height: 25px;"></td> <td style="width: 50px; height: 25px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">備考</td> </tr> </table>					備考																																			
備考																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">品 名</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">数 量</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">単 位</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">単 価</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">強力粉 (25kg)</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">1</td> <td style="padding: 5px;">袋</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">5,800</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">5,800</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">全粒粉 (10kg)</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">1</td> <td style="padding: 5px;">袋</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">4,300</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">4,300</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">米粉 (10kg)</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">1</td> <td style="padding: 5px;">袋</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">3,700</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">3,700</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">かぼちゃパウダー (500g)</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">2</td> <td style="padding: 5px;">袋</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">2,100</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">4,200</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="height: 40px;"></td> </tr> </tbody> </table>		品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	強力粉 (25kg)	1	袋	5,800	5,800	全粒粉 (10kg)	1	袋	4,300	4,300	米粉 (10kg)	1	袋	3,700	3,700	かぼちゃパウダー (500g)	2	袋	2,100	4,200						<table border="1" style="width: 100px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px; height: 25px;"></td> <td style="width: 50px; height: 25px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(3)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px; height: 25px;"></td> <td style="width: 50px; height: 25px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50px; height: 25px;"></td> <td style="width: 50px; height: 25px;"></td> </tr> </table>					(3)					
品 名	数 量	単 位	単 価	金 額																																						
強力粉 (25kg)	1	袋	5,800	5,800																																						
全粒粉 (10kg)	1	袋	4,300	4,300																																						
米粉 (10kg)	1	袋	3,700	3,700																																						
かぼちゃパウダー (500g)	2	袋	2,100	4,200																																						
(3)																																										
					小計 18,000 消費税等 1,440 合計 19,440																																					

## 証拠書類【見積】の提出「必要」・「不要」について

- ・WEBサイトの情報
  - ・口頭照会による見積もり合わせの記録

こちらでも  
代用可能  
です。

### 大企業との取引

税込100万円  
以下の中小企業と  
の取引

\*1 : 税込100万円超の取引の場合は、複数見積(2社以上)が必要です。



税込100万円超の  
市販品の店頭購入\*1



税込100万円  
以下の市販品  
の店頭購入

# Point 当該取引

当該取引の見積もりであることを、以下で確認します。

- ①補助事業者名の記載はありますか。
  - ②見積もりを依頼した取引先名が記載されていますか。
  - ③品名や数量が依頼した内容で記載されていますか。  
  - ④金額が記載されていますか。
  - ⑤発行日が記載されていますか。

# [発注・契約]

## 物品やサービスなどを発注・契約したことが確認できる書類 (例) 発注書、契約書

### 参考様式表示

① 発注書

② ③ 平成29年8月1日

④ 株式会社〇〇商店 御中  
下記のとおり注文いたします。

⑤ □□洋菓子店 小規模 太郎  
〒000-0000  
○県〇市〇 2-2-2

TEL 01-2345-9999  
FAX 01-2345-0000

品名	数量	単位	単価	金額
強力粉 (25kg)	1	袋	5,800	5,800
全粒粉 (10kg)	1	袋	4,300	4,300
米粉	1	袋	3,700	3,700
かぼちゃパウダー (500g)	2	袋	2,100	4,200
	⑥			
[備考欄 (納品場所・納期等)]			小計	18,000
			消費税等	1,440
			合計	19,440

### 証拠書類【発注・契約】の提出「必要」・「不要」について

- ・注文した際のファクシミリ
- ・電子メールのプリントアウト
- ・発注先からの受注確認書、注文請書など

こちらでも代用可能です。

必要

税込100万円超の市販品の店頭購入

不要

税込100万円以下の市販品の店頭購入

店頭購入以外の取引

### Point

当該取引の契約・発注であること、補助対象経費であることを、以下で確認します。

①書類名は、発注・契約の書類であることがわかりますか。

②発注日が記載されていますか。

③発注日は交付決定日以降(第1次受付締切分は[平成28年8月31日]以降)の日付ですか。

④発注先の会社名が記載されていますか。

⑤補助事業者名が記載されていますか。

交付決定日(第1次受付締切分は[平成28年8月31日])前の、発注・契約は、**補助対象外**です。

⑥発注する品名、数量、金額が記載されていますか。

# [請求]

## 物品やサービスなどの代金を請求されたことが確認できる書類 (例)請求書

請求書

① 口口洋菓子店 小規模 太郎 様

② 株式会社〇〇商店  
〒000-0000  
〇県〇市〇 1-1-1 1 社印  
TEL 01-2345-6789  
fax 01-2345-1111  
担当者

③

下記のとおり請求いたします。

④ 請求金額(消費税込み) ￥19,440

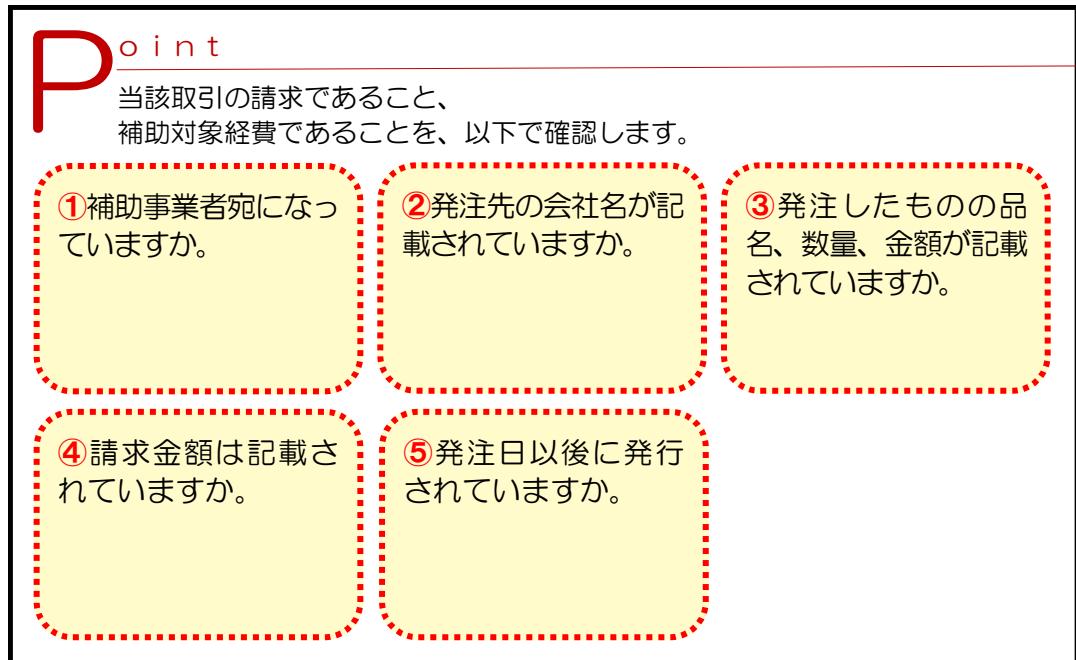
⑤ 発行日 平成29年8月31日  
請求書番号 1234

品名	数量	単価	金額
強力粉 (25kg)	1	5,800	5,800
全粒粉 (10kg)	1	4,300	4,300
米粉 (10kg)	1	3,700	3,700
かぼちゃパウダー (500g)	2	2,100	4,200

⑥ [振込先]  
〇〇〇〇銀行 △△△△△支店 (フ) 1234567  
カネハヨウケン

お支払期日： 平成29年9月30日

小計	18,000
消費税等	1,440
合計	19,440



# [支払]

物品やサービスなどの代金の支払確認が可能な資料（原則は口座振込）  
(例) ATMご利用明細、振込票お客様控え

銀行振り込み	<a href="#">サンプル参照</a>
現金払い	<a href="#">サンプル参照</a>
クレジット払い	<a href="#">サンプル参照</a>
コンビニ振込	<a href="#">サンプル参照</a>
宅急便（代引）	<a href="#">サンプル参照</a>
★従業員等による立替払いの場合は、上記に加えて立て替え分を精算したことが確認できる書類も必要です。	<a href="#">サンプル参照</a>
<b>お願い</b> 補助事業に要した経費と、他の経費を、一括して支払った場合は、その旨をご記載ください。	

証拠書類【支払】は、いかなる場合も提出が「必要」です。必要

**P**oint  
当該取引の支払いであること、補助対象経費であること  
を、以下で確認します。

- ①補助事業者名が確認できますか。
- ②支払先が確認できますか。又、請求元と同じですか。
- ③支払金額が確認できますか。請求金額と同じですか。
- ④支払日は請求日以降ですか。また、支払日は、事業終了日以前ですか。（事業終了日後の支払いは、**補助対象外**です。）

# [成果物]

開発したものが、確認できる資料  
(例) 写真



必要

証拠書類【成果物】は  
いかなる場合でも提出が「必要」です。

お願い  
ご提出の際は、  
コピーまたは写真で  
お願いします。  
(現物は不可)

Point

開発したものが、補助対象となる内容であるかを、以下で確認します。

- ①開発したもの（様子）が確認できますか。

[受払簿]

# 購入した原材料等の購入量と使用量を表す資料 (例)受払簿

參考樣式表示



原材料等を購入した場合、  
証拠書類**【受払簿】**の提出が「必要」です。

# Point 購入した

購入した原材料等が、補助事業期間中に適切に使用された量を確認します。

- ①開発する試作品に、種別や番号がある場合は記載してください。

試作開発に必要な原材料等が補助対象です。  
(販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る費用は補助対象外です。)

- ②原材料等の発注先、品名、単位は記載されていますか。

③原材料等の検収日、または購入日が記載されていますか。（補助事業期間前に購入したものは、**補助対象外**です。）

- ⑤原材料等の使用日、使用量が記載されていますか。残量は正しく記載されていますか。（補助事業期間外の使用は、**補助対象外**です。）

＜残量がある場合＞  
残量（未使用分）は補助対象外です。  
残量（未使用分）を差し引いた額を、補助対象経費へ計上してください。